

発行 ●一般社団法人／川崎地方自治研究センター  
 発行人 ●渡利 誠  
 連絡先 ●川崎市川崎区東田町5-1 市労連会館3F  
 Tel/Fax 044-244-7610  
 Email:KYP04423@nifty.com

- ・2019 かわさき自治研集会/前川喜平氏講演  
きみたちはどう生きるか—政治と行政の狭間で
- ・消防職員協議会/集会報告  
高津区蟹ヶ谷崖崩れ事故を語り継ぐシンポジウム
- ・自治研センター活動日誌
- ・川崎市の主な動き

2019 かわさき自治研集会／前川喜平氏 講演

## 「きみたちはどう生きるか」

— 政治と行政の狭間で —



かわさき自治研集会は元文部科学事務次官の前川喜平氏を招き、講演会を開催しました（2019年11月13日、市労連会館講堂）。

前川さんは2017年、加計学園問題で「総理の意向」と書かれた文書が文部科学省に存在したと明言し、国会の参考人招致で勇気ある発言をおこないました。「公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と定める日本国憲法を精神を体現したその発言は、多くの人々の胸に深く刻まれました。

一方、それ以降前川さんの講演に対して、各地の自治体が後援を拒否するといった事例が相次ぎました。安倍政権に忖度し、また歴史改ざん・差別主義者からの抗議を恐れることで、表現の自由や市民の自由な文化活動が歪められる事態となっています。こうした時代の空気に抗うために企画された集会には、150名をこえる職員、教職員が参加し、前川さんの言葉に耳を傾けました。以下は、前川さんの講演の抄録です。（編集部）

### 民主主義を破壊する安倍一強政治

元文部科学事務次官の前川でございます。だいたい私を呼んでくださる方々は、安倍晋三という人が好きじゃない人ばかりです(笑)。今の安倍政権では、さまざまな局面で行政を私物化する動きが起こっています。今話題になっている「桜を見る会」も明らかに行政の私物化で、自分の後援者を税金でもてなしている。自分のお金でもてなせば公職選挙法違反になりますが、税金でやると違反にならないという変な話になっています。情報公開は民主主義の最低条件のようですが、2年前の森友学園問題や加計学園問題、また今回の桜を見る会の話でも、関連の公文書はもう廃棄した、今はないから確認ができないと言って証拠を隠蔽することが大っぴらに行われています。

憲法の前文に「そもそも国政は国民の厳粛な信託による

ものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者が行使し、その福利は国民が享受する。これは人類普遍の原理である」という文章があります。つまり政治権力というものは、国民の信託によって成り立っているわけですから、それをどう使っているか、権力を預かった側はきちんと公開しなければならない。これが民主主義の最低条件ですが、それをないがしろにしているのが今の安倍政権です。

こういう無謀なことがどうして7年間も続いているのか。それは安倍政権が政治の世界と行政の世界つまり国会議員と国家公務員に対して非常に強い支配力を持っているからです。私は自民党を支持してきた人たちに申し上げたいのですが、自民党はかつての自民党ではなく、今や安倍党だと、これは極右政党だと。昔の自民党は確かに国民政党として幅広い考え方を取り込む懐の広さがあった。野党の言うことも取り入れて政策化していくことをやってきたのがかつての自民党で

したが、今や大きく変質してしまっている。

その原因の一つは小選挙区制にあります。小選挙区制では公認は1人にしか与えられませんので、公認をもらうために自民党総裁である安倍さんに誰も強いことが言えなくなっている。かつてであれば、これだけ失態があれば、ほかの派閥が動いていたと思うんですが、それが出てこない。そこにあぐらをかいているのが今の安倍政権です。

国家公務員の世界で言えば、安倍政権は内閣人事局という組織によって各省庁の審議官以上の約700人の人事を一手に握ってしまっている。ですからどの省であれ局長とか次官ポストにつきたいと思ったら、官邸の言うことを聞かざるを得ないという状況になっています。かく言う私も、第二次安倍政権の下で事務次官にもらったわけです。

私は文部科学事務次官になる前、役人のナンバー2のポストである文部科学審議官でした。安保法案が参議院の本会議にかかった夜、私はこの法案は憲法違反だと考えていましたから、一人で国会の正門前まで行き、シールズの若者たちが抗議行動をしているその最後尾のほうへ行って、一国民として「安倍はやめろ」と声を出しました。

これは一つのエピソードですけれども、これがもし見つかったら、私は絶対事務次官になっていなかった。今の官邸はどういう思想信条を持っている人間であるか、第二の前川を出すなということで、相当厳しくチェックしているはずです。官邸と言っても具体的には菅官房長官ですね。ただ、菅官房長官が700人の各省幹部の顔と名前や仕事ぶりを知っているわけではありませんから、菅官房長官に情報を入れるいわゆる官邸官僚と言われる人たちがにらみを利かせて、各省で一番使いやすい人物、官邸の言うことを聞く人間、それをきちんと選別していくというメカニズムが各省庁どこでも行われています。

ただ、一握りだと思いますけれども、面従腹背している人もいるんです。何だかんだ言いながら官邸に従いつつ、しかし、何とかまっとうな方向に行政を持っていきたいという思いで仕事をしている幹部もいると思います。しかし、これはごく少数ですね。ほとんどは忖度官僚で、面従腹背官僚は少ないと思います。

[注]面従腹背：表面は服従するように見せかけて、内心では反抗する——広辞苑)

## どこに公務員としての〈原点〉を置くか

今日のタイトルである『君たちはどう生きるか』の著者である吉野源三郎がこの本を出版したのは1937年です。日中戦争が始まった年ですが、当時は教育の世界でも国粋主義的な教育が徹底されていった時代でしたが、どうもそうした考え方が現代の日本にも起こっているように思います。こういう時代に公務員として、また公立学校の教職員の皆さんが公務という枠の中で仕事をする上で大事なことは、一人ひとりが自分の仕事の仕方について座標軸、原点をもっておくことだと思います。

原点は何かと言えば憲法以外にない。日本国憲法が一番大事にしている価値は個人の尊厳。一人ひとりの人間が

かけがえのない価値を持つ存在だと理解すること、ここが原点です。この自覚が大事だと思います。

公務員は確かに全体の奉仕者として、国民や住民に奉仕する立場として仕事をしますが、同時に良心の自由を持った独立した一人の人間であるわけで、その意識を自分の原点としてきちんと堅持しておくことが大事です。逆に言うと、今の霞ヶ関の幹部連中は、その原点を見失ってしまって、強い権力に言われたままに迎合し、忖度して動いてしまう状況が生まれています。

国家公務員、地方公務員、教育公務員であれ、公務員は選挙で選ばれたわけではありませんから、直接国民や住民を代表する立場にはない。「行政は政治の侍女」という言葉がありますが、行政は政治に従うべきものだという考え方、これは正しい。しかし、そうではありますが、政治のもとで仕事をする行政の職員も、それぞれの部署部署において国民や住民に対する直接の責任は持っている。これを「行政責任」と呼んだりしますが、どんな立場の公務員も単なる歯車ではない。自分で判断する余地は多少なりとも持っていますから、その裁量の範囲では責任があるんだと思います。

憲法15条は、すべての公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないと規定しています。憲法でいう公務員というのは一般職の公務員だけではなくて、市長や市議会議員、国会議員、国務大臣もみんな含まれます。ですから憲法99条の憲法擁護義務は、政治家はもちろん天皇もこれに従うことになっています。つまり「天皇または摂政および国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と規定しているわけで、公務員として仕事をする上では、99条と15条は非常に大事な条文になってきます。

留意してほしいのは、憲法15条は一部奉仕者ではないと念を押した規定になっていることです。一部の奉仕者になるような傾向を強くもっているのは政治家であり、行政に携わっている一般職の公務員は一部の奉仕者にはなりにくい性質を持っている。それは結局選挙がないからですが、一部の奉仕者になりがちな政治家はどうしても権力を持つとする。しかし権力は長く持っているとは必ず腐敗する。絶対的な権力は絶対的に腐敗するという格言がありますけれども、今の安倍政権はまさにそうだと思います。

政治と行政つまり政治家と公務員の関係は緊張関係になければいけません。公務員にあって政治家にはないもの、それは知識とか経験とか、あるいは現場から上がってくる情報とか、長くその分野で仕事をしてきた専門性とか、そういったものは政治家よりも公務員がたくさん持っている。また公務員は政治的中立性とか公平性、憲法15条で言うところの全体の奉仕者性というものを強く持っている存在だと思いますので、政治がおかしな方向に行きそうときには、行政がそれを引き戻すという役割があるはずで

## 公務員が陥りがちなこと

そうは言っても、組織というのはヒエラルキーという上下の関係で成り立っていますから、現実には上司の命令に従って

仕事をする。しかし、上司の命令のもとでも一定の裁量の余地はあるわけです。この前台風 19 号のときに台東区の避難所で住民票を持っていないホームレスの人を追い返したというケースがありました。住民票を持っていない者は入れるなどという指示があったんでしょうが、一人の人間、一個人として考えたときに、目の前に命の危険のある人を台風の中に追い返してしまうということに心の痛みがなければおかしい。

たしかに組織上では職務命令という上下関係の中で仕事をするわけですが、その職務命令の中に違法性とか不当性がある場合には、それはおかしいですよ、ということが言える環境がなければいけないだろうと思います。これは非常に難しいことですが、そういうときにやはり職員団体というもの大きな意味を持ってくるだろうなと思います。

もう一つ、公務員は個人の名前で仕事をしているわけではなくて、匿名性で仕事をしています。公務員の仕事は誰がやった仕事であれ、それは何々省、何々庁、何々市がやった仕事だということになるわけで、そうすると公務員が陥りがちな問題は、何かをして責任を問われるよりも、何もしないほうが責任を問われない、こういう意識が働きます。

さらに法的安定性と具体的妥当性という問題があります。行政にはルールがあつて、決まりはきまりですからこれを守ってください、というのが法的安定性の考えです。しかしその原則を杓子定規に貫くと、具体的な場面では非人間的な結果になる場合があるわけです。先ほどの避難所での話もそうですけれども、法的安定性を保ちつつも、具体的な局面局面で望ましい扱いをしていく智慧が必要なんだと思います。その決まりなり法令なりといったものをどこまで弾力的に解釈できるか、運用できるか、そこで智慧を出すということは非常に大事なことでないかなと思います。

ここまでは、私が文部科学省で 38 年間公務員として仕事をする上で考えてきたこと、私が考えながら後輩たち、部下たちにも話してきたことですが、これはどの役所でも当てはまる話だろうと思います。

## なぜ教育への政治介入が問題か

次は教育行政に特有な話ですが、教育行政は政治と教育現場の狭間にどうしても置かれるわけです。教育とは本来自由な営みのはずです。なぜなら学校で学ぶ算数、理科、社会、あるいは美術であれ音楽であれ、何千年もの間、人間が積み上げてきた自由な精神的活動の所産なわけで、こういった学問の蓄積のうえに成り立っているのが教育です。その教育に政治が不当に介入することは許されない。

1947 年につくられた教育基本法にそのことが書かれているし、2006 年に大幅に改正された現在の教育基本法第 16 条にもその言葉は残っています。ただ、その後を書いてあった文言が入れ替えられた。もとの文言は「教育は国民全体に対し直接に責任を負う」となっていた。この「直接に」ということが非常に大事で、多数を握った政党が何でも教育に対してものを言っているという話ではないという意味を持っていたわけです。ところが 2006 年の改正では「この法律及び他の法律の定めるところに従い」という言葉が入った。つまり法

律の根拠があれば、政治が教育に介入していいと言わなければならないの条文になってしまっているわけです。

法律を根拠にと言えば、学習指導要領は文部科学大臣が定めることになっていて、文部科学大臣はいかようにでも学習指導要領を学校に押しつけることができる、と解釈できそうです。しかし、それは学問の自由という精神にのっとってやるべきことであつて、学問の自由から導かれないものをいきなり政治的に突っ込むということは、やっではないけないことだと思います。

### ●歴史教科書問題

こういうことが起こりがちなのは歴史教育です。特に今の安倍政権というのは歴史修正主義者というより歴史改ざん主義者の塊ですから、歴史学という学問が実証してきた事実をまるで無視している。自民党の中に安倍さんと同じ考えをもった「日本の前途と歴史教育を考える会」という組織がありますが、今文部科学大臣である萩生田光一さんはその会の重要なポストにいた人です。

歴史改ざん主義者の人たちが関心をもつ 3 点セットがあります。1つは、南京虐殺事件。歴史学の世界では非戦闘員を虐殺したということは疑うべくもない事実として検証済みのことですが、歴史改ざん主義者は正当な戦闘行為の中で殺されたんであつて虐殺ではないと主張する。もう一つは従軍慰安婦問題で、従軍慰安婦は日本軍の管理のもと強制されたのではなく、あくまで自由意思でやっていたと言いたがる。3点めは太平洋戦争末期の沖縄戦における集団自決の問題です。これは沖縄住民の愛国心の発露であつて軍の強制はなかったと、歴史をねじ曲げようとする。こういう人たちが教育に介入する傾向が強くなっています。

## 全国学力テストと教育行政の原則

もう一つ安倍政権が強く持っている傾向は、成果を競わせ評価して全体の業績を上げさせる、新自由主義的な考え方です。子どもたちをテストで競わせる学力テストがそうです。全国学力テストは 2007 年から始まりましたが、これは決して文部省の役人の中から出た発想ではありません。政治の世界からやれと言われてやったわけです。民主党政権の時代にいったん悉皆調査からサンプリングに変えましたが、第2次安倍政権になってから悉皆調査に戻っています。

学力テストに参加するかしないか、文部科学省にはそれを強制する権限は持っていないのです。ですから私立学校は半分くらいしか参加していません。公立学校は全部右ならえになっていますが、本来は自治体ごとの教育委員会が議論して参加するかしないか決めるべきことなのです。事実、最初の 2 年間は愛知県の犬山市の教育委員会は、自分たちが考えている教育改革の方向と一致しないと判断して参加しなかった。

教育行政というのは自治事務なんです。川崎市で行われている学校教育も社会教育もすべて自治事務です。自治体の事務には 2 種類、自治事務と法定受託事務があります。法定受託事務とは、本来国の仕事だけれども、国のかわりに自治体が仕事をするというタイプの事務。自治事務というの

は本来的に自治体の仕事ということです。

私は、今の政権が続く限りこの学力テストは廃止できないと思いますが、弊害は明らかに出てきています。本来の学力というのはもっと広いもので、生涯にわたって学び続ける力、みずから学び、みずから考える力、そういった力こそが大事なのに、国語、算数、数学といった限られた教科の、ペーパーテストではかれるところだけが肥大化しています。

私自身は、教育行政をつぎの3つの原則で考えてきました。1つは、教育行政は人こそが大事なんだと。2つに、上からあしろ、こうしろと規制するのではなく、現場を支援し励まし支える行政でなければならない。3つ目に、現場があつてこそその教育行政であつて、現場から出発して現場に帰着するのが教育行政のあるべき姿だと思って仕事をしてきました。現実には政治の力でそぐわないことをやらされたことが多かったのですが、こうした観点からみても、学力テストによる悉皆調査は問題だと思います。ですから学力テストに参加するかしないかは、自治事務だという原則に立ち返って、教育の現場を預かる自治体が主体性をもって議論し、判断してほしいと思うのですが、なかなかそれができていない。

### 首長の現場介入と教育委員会のあり方

地方分権の問題と関連して、政治の教育への介入が地方レベルでも相当起きています。これは私にも一端の責任はあるのですが、2014年に地方教育行政法が改正され首長の発言力が強まりました。私は発言権と発言力は区別しなければいけないと思っていますが、首長の権限としては実は拡大していません。しかし、事実上の発言力は間違いなく強まっています。総合教育会議という組織を設けるとか、教育の大綱を首長がつくるんだということになっています。しかし、首長がつくるといっても、教育委員会の権限内のことは教育委員会の意思に基づいて書かなければいけないので、首長が勝手に書けるわけではありません。しかし、こういうことをきっかけに首長の教育行政、特に学校現場への介入というものが、あちこちの自治体で起こっています。

教育委員会の仕事というのは、政治と教育の狭間にあつて、教育の自由というものを大事にしながら政治による不当な介入をいかに防ぐか、これは非常に大事なところだと思います。そのために合議制の機関ということになっているわけです。教育委員会は教育長を含めた5人ぐらいの委員で構成されていますが、もう少し人数がいてもいいのじゃないかと思いません。教育委員会はもっと幅広く住民の声を拾っていくために、例えば10人まで増やすようなことをして、もっと広く意見を集めることができるのではないかと。

もう一つ付け加えると、教育委員の準公選制というのがかつて東京都の中野区で実施されていました。当時の文部省がこれは違法だと言ったわけですが、準公選制というのは現代においても試みていいのではないかな、と私は考えています。文部科学省が違法だと言ったのは、教育委員の人は本来首長の自由な裁量でできるのに、議会の議決で条例として制約するのは法律違反だと、こういう理屈だったんです。だったら首長が、例えば川崎市長さんが自分でつくった規則に基づいて準公選の選挙をするというのは、これは文部科学省の理屈から言っても許されるんです。準公選で立候補を受け付けて、その中で住民投票して、住民意思を尊重して首長である自分が教育委員を任命することはできるはずなんです。

#### ●最後に

もう時間ですね。「君たちはどう生きるか」というのは、中学生、高校生の前で話をさせていただく機会はよくあるんですが、そのときに言うのは、大人を信じるなど言っているんです。自分で考えて判断しなさいと、こういうことを申し上げているわけです。結局自分で学び、自分で考え、自分で判断して行動できる、そういう人間に育っていくということが民主主義の担い手になるということであり、主権者である国民になる、住民自治の主役になるということだと思っています。そこにこそ学校教育の非常に大事な役割があるということを最後に申し上げてお話は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

## 自治研センター活動日誌 2019年10月～12月

### 10月

3日 川崎地域連合臨海部視察

8日 ヘイトスピーチを許さないかわさき  
市民ネットワーク事務局会議

19日 反ヘイトキャンペーン

24日 川崎市消防職員協議会第26回定期総会

### 11月

5日 2020年度「財政白書」作成検討会議

13日 前川喜平氏講演会「君たちはどう生きるか  
～これからの公務員・教育者へ～」

23日 市消防職員協議会「高津区蟹ヶ谷崖崩れ事故を語り継ぐシンポジウム」

26日 ヘイトスピーチを許さないかわさき  
市民ネットワーク集会

28日 ドローンから見た水害に関する学習会

30日 カジノを考える市民フォーラム講演会

### 12月

1日 川崎市民石けんプラント「30周年感謝の会」

7日 東日本大震災復興支援まつり

10日 県自治研センター臨時総会

11日 市民文化講演会 Part1「あの日、あの場所で  
～被爆の記憶を語り継ぐ～被爆体験記朗読会」

12日 「藤沢市中期財政見直し」に係る財政セミナー

消防職員協議会／集会報告

# 30年前、あの日のことは忘れない

高津区蟹ヶ谷崖崩れ事故を語り継ぐシンポジウム

11月23日(土・祝)、てくのかわさきで市消防職員協議会主催の「蟹ヶ谷崖崩れ事故を語り継ぐシンポジウム」が開催された。最近の気候変動による風水害は、昨年台風19号により川崎市内の多摩川流域で多くの被害をもたらした。30年前の事故を振り返りながら、現在の風水害対策を考える催しになり、消防職員、市役所職員、市民ら約70名の参加者が聞き入った。



## 【崖崩れ事故の概要】

1989年8月1日未明、夜来の雨は川崎市中部で局地的な豪雨となり0時から3時までの3時間に150ミリに達した。事故が起きた地域は丘陵部となっていて、宅地造成が進んでいた。3時15分に高さ25メートル幅10メートルにわたり崖崩れが起き、谷戸にある家屋が家族3人と共に押し流された。

4時29分再び崩壊し、救出作業を行っていた高津消防署、宮前消防署の職員が二次被害に遭い15名が巻き込まれ、家族3名と消防職員3名が死亡し、12名の負傷者が出る惨事となった。この事故の対応への不満が、労働三権を持たず団結することすら許されない消防職員の協議会結成につながったという。

## 【基調講演】

はじめに宮崎伸光法政大学教授から、「都市災害における消防の役割」と題する基調講演があった。

宮崎氏は、「人の生活があって初めて災害になるので、自然災害という言葉はない。都市は有限な地域であったが、拡大するに伴い地下や空中も利用され、堤防などの建設によってかつて住んでないところにも人が住むようになった。都市の地域防災は、市民の力だけでは無理で、自治体のインフラ整備が重要である」。

「災害対応にあたる消防職員は、階級制によるチームプレーで活動する。『ガンダム消防』といわれ、機材整備は充実してきたが、人員増が伴わない。消防職員に団結権がない(ILO加盟国で唯一)など、権利保障、労働条件など不十分である」とした。

続いて、当時の災害状況を伝えるテレビニュースの画像を流し、参加者にその状況がイメージされた後、当時現場で救助作業を行った4人の消防職員が語った。

## 【当時の記憶から】

高津消防署に勤務していた犬飼明彦さんは、「台風や大雨が続き、水難救助など連続して出動した。崖崩れの現場は真っ暗闇で照明機材がなく、ガスの臭いが充満し、消防職員も近づけない状況であった。被害者の声が聞こえたので、救助に向かった。作業中にさらに崖が崩れ、自分も埋まり記憶を失った。気がついたら病院のベッドの上であった」。

宮前署に勤務していた道法明さんは、「救助隊としての使命感があり救助作業に入ったが、不安もあった。当時、分区があり車両や機材が増えたが人員は増えなかった。現場は人が足りない。二次災害で生き埋めになったが助かった。事

故後、後遺症で亡くなった同僚もいて、悲しみと怒りを感じた」。

高津署に勤務していた谷内栄次さんは、「他の場所に出動していたが、緊急指令があり二次災害が起きた現場に到着した。救出作業にあっていた消防職員も呆然としていた。明るくなってから幹部職員が指揮にあたったが、その指示は適切でなかったように思う。事故後に研修をするようになった」。

宮前署に勤務していた門間孝一さんは、「非番で家にいた。緊急指令があつて現場に駆け付けたが惨憺たる状況であった。殉職者を安置し、報われない思いになった。自分も暫くはPTSD障害(註1)になったが、職場から認知されなかった。消防職員の置かれた位置、身分が低いと思う。この思いから消防協組織の立ち上げに関わった。経験のある上司が必要であるとともに、上位からの一方通行ではない双方向性の議論ができる風通しの良い職場づくりが大切だ」。

4名は当時を思い出し、それぞれ涙を浮かべながら語った。消防協のスタッフも涙をこらえられずに、目を伏せていた。

危険な職場であるからこそ、作業にあつての細心の注意や十分な準備、そして現場における指揮命令などの組織体制の確立の重要性が確認されているとともに、消防職員の限らない仲間意識が会場の参加者に伝わっていった。

今後の課題については、「機材や訓練技術は進歩したが、人員が足りない状況で、はたして訓練通りに進められるのだろうか。まだ消防職場では、現場の意見が通りにくい。報道対応が不十分、補償面で不満がある」という意見があった。

宮崎教授から「消防は人による行政である。PTSD障害などのケアを含め消防のディーセントワーク(註2)のガイドラインづくりが必要である。報道対応や個人情報の扱いが大切だ。消防は身内意識が高く、他の機関との関連性が不十分だ」とのコメントがあった。

30年前の事故の教訓を生かしてという言葉以上に、解決できていない課題、これからの問題が、私たちの市民生活を守る消防行政に重くのしかかっていることを知らされたシンポジウムであった。

(記:板橋 洋一)

(註1)PTSD障害:Post Traumatic Stress Disorder 心的外傷後ストレス障害。命の安全が脅かされるような強い精神的な打撃を受けたことが原因で、著しい苦痛や機能障害をもたらす。

(註2)ディーセントワーク:働きがいがある人間らしい仕事。権利が保障され、十分な収入を生み出し、適切な社会的保護が与えられる仕事。

## 川崎市の主な動き 2019年10月～12月

## 10月

- 1日 ふるさと納税減収対策 フロンターレグッズや工場夜景巡りなど145品目追加  
ふるさと納税の寄付に伴う住民税の減収が続く市は1日、これまでの返礼品19品目を大幅に拡充し、民間事業者からの提案公募などで新たに145品目を追加すると発表した。2018年の減収額は56億4900万円で全国ワースト4位。新たな返礼品は、19年の川崎フロンターレ全選手のサイン入りユニホーム(限定30着。寄付額10万円)、タクシーで臨海部の工場夜景を楽しむツアー(同3万4000円)、川崎ブレイブサンダースの観戦チケット(同9000円)など。
- 12日 記録的な豪雨で市内の河川氾濫 台風19号  
伊豆半島に上陸した台風19号の影響で、市内では12日夜に平瀬川が氾濫するなど各地に被害が出た。高津区と中原区の多摩川支流に近い5か所以上で浸水があり、約1360件の被害があった。避難所に避難した人は過去最多の33,150人。高津区では60代男性が浸水した自宅で死亡。中原区の特別養護老人ホームは1階が浸水し、入所者約120人が上階に避難。市は空いている市営住宅など76戸に長期避難者を受け入れる。
- 15日 冠水で武蔵小杉駅大行列 タワマンは停電続く  
台風19号の豪雨により中原区の武蔵小杉駅や47階建てマンションの電気設備が冠水し、大きな影響が出た。JR武蔵小杉駅では15日新南改札(横須賀線口)が一時使えなくなり、ホームに上がるエスカレーターとエレベーターも止まり朝夕のラッシュ時には長い行列ができた。またタワーマンションでは地下3階の配電設備が水につかり、停電が発生、エレベーターは動かず、水道も使えない状況となった。水害対策用の止水版が設置されていなかったことが要因の一つとの指摘もある。
- 15日 市民ミュージアム当面休館 豪雨で地下水没  
市市民ミュージアム(中原区)は台風19号による豪雨で地下部分が水没したため、当面休館する。屋外駐車場から雨水が流れ込み、地下にある電気設備が使用不能となった。15日夕の時点で高さ2メートルほど浸水し、排水を続けているが復旧のめどはたっていない。同館は絵画や古文書、漫画関連資料など約26万点を所蔵している。収蔵庫は二重扉になっているが、内部の確認はできていない。地上部分は窓ガラスが割れたものの、企画展で展示中の作品に損傷はなかった。
- 16日 被災者支援へボランティアセンターを初めて設置  
市と市社会福祉協議会などは16日、台風19号による被災者を支援する災害ボランティアセンターを設置し、支援が必要な人とボランティアに参加できる人を募り始めた。同センターの設置は、制度が充足した2008年以降初めて。市などによると建物の浸水被害は中原区約720棟、高津区約560棟、幸区約20棟、多摩区約50棟で、床上浸水している家屋も多く、排水が終わった後も泥の掻き出しや掃除、家具の搬出などに人手が必要という。
- 25日 寄付金受入れ口座初めて市が開設 台風19号の被災者支援  
市は25日、台風19号で被災した市民に支援する寄付をしたいという人からの問い合わせが多いため、初めて市内被災者向けの口座を開設した。開設した金融機関は横浜銀行、川崎信用金庫、セレサ川崎農業協同組合(JAセレサ川崎)で、窓口で振り込めばどの支店からでも振込手数料は無料となる。口座名義はいずれも「川崎市災害対策本部」。
- 26日 フロンターレ悲願の初V 5度目の決勝で  
国内サッカー3大タイトルの一つ、JリーグYBCルヴァン・カップ決勝が26日に埼玉スタジアムで行われ、PK戦を制した川崎フロンターレが北海道コンサドーレを下し、初優勝した。フロンターレはクラブ史上5度目の決勝で悲願を達成し、賞金1億5千万円を獲得した。GK新井章太はPK戦でシュート2本止める好セーブで大会MVPに輝いた。
- 27日 慰安婦題材上映中止に抗議 しんゆり映画祭  
麻生区で27日から始まった「KAWASAKIしんゆり映画祭」で慰安婦問題を扱ったドキュメンタリー映画「主戦場」の上映が中止になった問題で、登壇したジャーナリストの金平茂紀さんは「表現の自由と知る権利を放棄するもの」と上映中止に抗議の意思を示した。「主戦場」を巡っては映画の一部出演者が上映禁止を求める訴訟を起こしており、共催者の市から懸念を伝えられた主催者が中止を決定したが、「行政が懸念を伝えること自体が問題」と批判した。映画祭はNPO法人が主催、運営し、上映作品はボランティアなどの投票で選んでいる。開催費用約1300万円のうち約600万円を市が負担。
- 29日 生田浄水場用地にスポーツ施設整備 川崎フロンターレ  
市は29日、生田浄水場用地(多摩区)に川崎フロンターレがスポーツ施設を整備すると発表した。人工芝のサッカー場2面を備えた「フロンタウン生田(仮称)」を整備、2022年度中に供用開始の予定。計画では、テニスコートやジョギングコース、多目的広場、クラブハウス、スポーツ整形・リハビリ施設などを整備し、災害時の一時避難場所としても使用。同用地約4万8千平方メートルのうち、フロンターレが3万3千平方メートルを年間約6千万円で借地する。

11月

- 1日 川崎・相模原市に被災者生活再建支援法を適用 台風19号  
 県は1日、台風19号により住宅被害が相次いだ川崎、相模原両市に被災者生活再建支援法の適用を決めた。全壊の住宅は市が18棟、相模原市が24棟で「1市町村で10世帯以上が全壊」とする適用条件を満たした。全壊や大規模半壊などと認定された世帯には、被害程度に応じた基礎支援金(最大100万円)と再建方法に応じた加算支援金(最大200万円)が支給される。市の浸水被害は半壊527棟、床上浸水683棟、床下浸水224棟でいずれも県内最多。
- 2日 映画「主戦場」一転上映へ 中止を撤回  
 麻生区で開催中の「KAWASAKIしんゆり映画祭」で主催のNPO法人「KAWASAKIアーツ」は2日、上映を中止した従軍慰安婦をテーマにした映画「主戦場」を最終日の4日に上映すると発表した。映画関係者や市民から「表現の自由が損なわれる」などと上映中止に反対する意見が相次ぎ、「上映実現に向けて前向きに協議している」とのコメントを出していた。
- 14日 ヘイト条例素案賛成64% 意見公募に2万6514件  
 市は14日、ヘイトスピーチに罰金刑を科す全国初の条例素案に対するパブリックコメントが18,243通寄せられ、賛成は約64%、反対約26%だったと発表した。意見総数は26,514件で、ともに市が実施した意見募集としては過去最多。行政刑罰に関する意見は4,639件で、明確に賛成としたものが3,946件(約85%)あり、反対意見としては「罰則規定は過剰で、緊急性などがない」「罰則規定を設けても差別はなくなる」などがあつた。
- 15日 ヘイト3回違反で罰金 市が条例案公表  
 市は15日、ヘイトスピーチに刑事罰を科す「差別のない人権尊重のまちづくり条例案」公表し、福田市長は、「市民の総意となる全会一致での成立を目指したい」と述べた。刑罰の対象となる差別的行為は、公共の場所で拡声器を使うなどし、外国出身者やその子孫に対し、「居住する地域から退去させることを扇動、告知する」「生命、身体、自由、名誉、財産に危害を加えることを扇動、告知する」「人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱する」とした。市の勧告や命令に従わず、3回目のヘイトスピーチが認められれば氏名を公表した上で、警察や検察に刑事告発する。勧告や命令に当たっては、市長が有識者らでつくる審査会の意見を聴く。刑事裁判で有罪となれば最高50万円の罰則が科せられる。
- 15日 首里城再建に支援を 沖縄県人会が募金呼び掛け  
 那覇市の首里城火災を受け、川崎沖縄県人会会長の比嘉孝さんは15日、首里城再建の募金を呼び掛け、「首里城は沖縄人の誇り、象徴、大事な観光資源。早く復興できるよう支援を」と語った。市は那覇市の友好都市でもあり、福田市長、山崎市議会議長も支援を表明。市役所や区役所、支所の計11か所に募金箱を設置、県人会を通じて那覇市に贈る。県人会は川崎区にあった紡績工場で働く沖縄出身者らが1924年に創立、全国にある沖縄県人会の中でも最も古いとされる。
- 15日 「ニケ領用水」を登録記念物に答申 国の文化審議会  
 国の文化審議会は15日、1611年に完成した市の「ニケ領用水」について、登録記念物とするよう文部科学大臣に答申した。ニケ領用水は全長約18<sup>キロメートル</sup>、多摩区から川崎区に広がる多摩川右岸の低地部を流れる用水で、周辺では最古級の農業用水の一つ。今回、答申を受けたのは、文化財登録について調整できた多摩、高津、中原、幸区内の計9.2<sup>キロメートル</sup>部分。現在は親水空間として一部区間が整備され、地域住民に親しまれている。
- 20日 天井崩落訴訟で市が上告断念 ミューザ川崎  
 2011年の東日本大震災でミューザ川崎シンフォニーホールのつり天井の一部が落下したのは施工不良が原因として、市が都市再生機構(UR)などに約20億5千万円の損害賠償を求めた訴訟で市は20日、請求を退けた東京高裁判決の上告を断念すると発表した。福田市長は「上告しても有利な結果を得られる可能性が極めて低い。苦渋の決断」とコメントした。
- 21日 新水族館名称「mizoo 川崎水族館」 川崎ルフロン来夏開業  
 商業ビル「川崎ルフロン」(JR川崎駅東口)に来夏オープンする水族館の名称が「mizoo(ミズー)川崎水族館」に決まったと、開発・運営会社のアクア・ライブ・インベストメントが発表した。ルフロン9~10階の約6500<sup>平方メートル</sup>に、「世界の美しい水辺」をテーマに最新の音響、映像技術を駆使して、多摩川や南米アマゾンの熱帯雨林などを再現する。川崎エリアは「水族館の空白地帯」とされ、ルフロンを所有する日本リテールファンド投資法人などが、上層階のテナントとして水族館を誘致した。
- 24日 6人死亡の蟹ヶ谷崖崩れから30年 語り継ぐシンポ開催  
 1989年8月1日未明、高津区蟹ヶ谷の住宅地で集中豪雨により6人が死亡した土砂災害から30年。市消防職員協議会の主催で「蟹ヶ谷の崖崩れ事故を語り継ぐシンポジウム」が23日、てくのかわさき(高津区)で開かれた。土砂災害は最初の崖崩れで一家3人が生き埋めになり、2度目の崩落で救助活動中の消防職員3人が犠牲となった。救助隊員として現場に駆け付けた消防職員の報告や災害の記憶の継承、後継者の育成、消防組織の在り方などについて意見が交わされた。
- 26日 英代表サポートに1601人応募し230人を選抜 東京五輪・パラリンピック  
 市は26日、2020年の東京五輪・パラリンピックで英国の事前キャンプを手伝うボランティアスタッフについて、当初予定の5倍以上となる1601人から応募があり、230人を選んだと発表した。ボランティアスタッフは「英国代表チーム川崎キャンプサポーター」で、年代別では40歳代が69人と最も多く、最高齢は74歳、最年少は18歳だった。

## 12月

## 3日 浮世絵名品が川崎駅前に ギャラリー開館

市が約1億円をかけて整備を進めてきた「川崎浮世絵ギャラリー 斎藤文夫コレクション」が川崎駅前タワー・リパークビル(川崎区)に、3日オープンした。3年前に閉館した「川崎・砂子の里資料館」が所有する浮世絵コレクションを活用した専用ギャラリーで、開館記念展では約4千点のコレクションの中から選び抜いた肉筆画(原画)などの名品を展示する。

## 4日 「台風被害の経緯説明を」市民ミュージアムに申し入れ

かわさき市民オンブズマンは4日、台風19号で地下の収蔵庫が浸水被害にあった市市民ミュージアム(中原区)について、管理方法の問題点に関する見解を示すよう市に申し入れを行った。市策定のハザードマップではミュージアム周辺の浸水深を「5~10 ㍎」と想定しており地下収蔵は避けるべきであったと指摘、十分な浸水対策を取らないまま今回の被害を招いた点や大雨被害を想定しての指定管理者への事前対策の指示、被害当日の経緯などについて回答するよう求めた。

## 5日 「原因究明第三者委で」多摩川浸水被害で市民団体要望

台風19号による浸水被害を受けた被災者ら200人余が5日、浸水原因を究明する第三者委員会の設置などを求め福田市長あてに要望書を提出した。一部の被災者らは「台風19号 多摩川水害を考える川崎有志の会」を結成。「逆流防止を目的とする水門を閉じなかった市当局の判断はあまりにも不合理」と指摘し、第三者委員会設置のほか市が責任を認めて損害賠償することや速やかな再発防止策の実行を求めた。

## 6日 法対象外浸水被害に一律30万円 市が独自支援

市は6日、台風19号で浸水被害を受けた住宅のうち、被災者生活再建支援法の対象とならない居住世帯に対し、市独自に1世帯一律30万円を支給すると発表し、約9億円を補正予算に追加する。支援法の対象となる全壊や大規模半壊は、50~300万円の支援金が支給され約75世帯が対象。これに対し半壊、準半壊、一部損壊(10%未満)は対象外で浸水被害を受けた大部分の約3千世帯が該当する。

## 11日 罹災証明の発行3000件超 中原・高津区で8割

台風19号による罹災証明書の発行件数は11日現在、3094件に上り、被災者からの申請に対する発行率は99.3%となっている。区別の発行件数は、広範囲で浸水被害があった中原区1285件、高津区1243件の順に多く、この2区だけで全体の8割を占めた。市が6日発表した独自支援策の対象となるためには、罹災証明書による被災状況の確認が必要となっているため、今後さらに罹災証明の申請は増える見通し。

## 12日 全国初ヘイト刑事罰条例成立

公共の場でヘイトスピーチを繰り返した者に刑事罰を科す「差別のない人権尊重のまちづくり条例」が12日、市議会本会議で可決、成立した。条例は、道路や公園など公共の場で、拡声機を使ったりして日本以外の特定の国や地域の出身者に差別的な言動をすることを禁止する。違反者には勧告、繰り返した場合は命令を出し、それでも従わなければ氏名を公表し、同時に刑事告発する。市長は勧告、命令、告発の各段階で、有識者でつくる「差別防止対策等審査会」に意見を聴く。罰則は来年7月からの施行で、裁判を経て最高50万円の罰金が科される。

## 12日 市長「多様性を誇り あらゆる差別をなくす条例に」

「差別のない人権まちづくり条例」の制定を受けて、12日会見した福田市長は、「ヘイトスピーチ解消法の立法事実が起きたのは川崎市。地域の実情に合わせて市で実行性の高い条例を作ることが大事だと思ってきた。川崎には在日の韓国朝鮮籍の方たちだけでなく多くの外国籍の方がおり、そうした方々を含め、あらゆる差別をなくしていく条例だ。川崎は元祖・多様性の街であり、これからも多様性を誇りとし、それを可能性としていきたい」と今後の取り組みに意欲を示した。

## 18日 夜間定時制縮小など 市立高校再編案

市教委は市立高校改革の第二次計画案をまとめ、夜間部定時制の縮小などの再編成を図る。市立川崎の定時制夜間部は、本年度2学級70人の募集に対し受験者数は14人(倍率0.2倍)、市立5校のうち同校にしかない定時制昼間部は、2学級70人の募集に78人が受験(同1.11倍)。こうしたことから市立川崎の定時制夜間部を廃止、昼間部の募集を4学級に倍増する。高津も定時制の募集を3学級から2学級に減らす。再編案は2021年度入学者募集から適用する考え。

## 19日 市10大ニュース1位は「台風19号被害」 今年の漢字は「互」

市は19日、市民の投票で決める2019年の市10大ニュースを発表した。あらかじめ選定した候補への投票で11月21日から15日間受付、投票者数は昨年の5765人を上回る1万123人で過去最多。1位は「台風19号により市に大きな被害」で5337票。以下、②川崎フロンターレJリーグYBCルヴァンカップ初優勝③多摩区登戸で殺傷事件発生④川崎フロンターレFUJI XEROX SUPERCUP2019初優勝⑤市差別のない人権尊重のまちづくり条例提案(12月12日可決、成立)。福田市長は一年を総括した漢字に「互」を選び、「地域の人々が互いに支えあう互助の重要性を認識」と述べた。

※「川崎市の主な動き」は川崎地方自治研究センターのホームページ「市政ウォッチャー」からの抜粋です。